

# 株 主 各 位

証券コード 8278  
2020年4月28日

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

**株式会社フジ**

代表取締役会長兼CEO 尾崎英雄

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと存じあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月20日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 2020年5月21日（木曜日）午前10時

2 場 所 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号  
フジ本部第3ビル 5階会議室

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。  
総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっています。株主の皆さまにおかれましては、可能な限り郵送での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、例年実施しております総会後の会社説明会及びお土産は取り止めさせていただきます。  
今年度につきましては、株主様に向けての会社説明会をあらためて開催させていただきます。  
株主様とより一層コミュニケーションを取りながら、企業経営に邁進する所存でございますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

### 3 目的事項

#### 報告事項

1. 第53期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

監査役1名選任の件

以上

---

#### ◎当日ご出席される株主さまへ

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日の議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。株主総会開始直前は受付の混雑が予想されますので、なるべく早めのご来場をお願い申しあげます。

#### ◎本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) の「投資家の皆様へ／IR情報／株主総会／第53回定時株主総会」に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) に掲載しております連結注記表および個別注記表が含まれております。

本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、修正すべき事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) に掲載することによりお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を行うことを経営の重要課題と位置付けております。安定的な利益を確保し、財務体質のより一層の健全化を図り、企業体質を強化するために内部留保の充実などを勘案しながら、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向および今後の事業展開等を考慮し、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

普通株式 1 株につき金10円00銭	総額382, 679, 300円
--------------------	------------------

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年5月22日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	3, 000, 000, 000円
-------	-------------------

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	3, 000, 000, 000円
---------	-------------------

### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役酒井一若氏は、自己都合により本総会終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、任期については、前任者の残存期間を引き継ぎ、2023年までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
まつもと ひろのぶ <b>松本 浩伸</b> (1957年8月22日)	1982年6月 西宮税務署奉職 2015年7月 南国税務署署長 2016年7月 高松国税局調査査察部調査管理課課長 2017年7月 鳴門税務署署長 2018年8月 税理士（現）	0株
社外監査役候補者とした理由 同氏は、過去に会社経営の経験はないものの、経理面に関する豊富な専門的知識を有しております、監査役としての役割を果たすことが期待されるため、監査役候補者とするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、社外監査役候補者であり、また原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。  
3. 当社は、候補者の選任が承認された場合、期待される役割を十分に發揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額になります。

以 上

(添付書類)

# 事 業 報 告

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年3月1日～2020年2月29日）におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、日韓関係の悪化など海外情勢の不確実性や政治リスクが懸念されましたが、堅調な企業業績や設備投資、雇用環境の改善が見られました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の縮小などがあり、先行き不透明な状況が続いています。小売業界におきましては、業種・業態を越えた競争の激化や高齢化・人口減少によるマーケットの縮小、実質賃金の伸び悩みや将来不安による節約志向の定着などに加え、消費税率引き上げの影響などにより、依然として厳しい経営環境にあります。

このような環境のなかで、当社は、経営ビジョン「中四国くらし密着ドミナント（※）」のもと、当社グループ（当社及び連結子会社）を挙げて地域のくらしを守り、地域に貢献できる企業集団を目指し、企業スローガン「この街に、あってよかったです。」の実現を図るべくお客様のくらしに密着した強固な事業基盤の構築に努めています。（※ドミナント・・・一定の地域において、占有率を高め同業他社と比較して優位性を確保する戦略）

また、中期経営計画（2018年度～2020年度）『「未来に向かってのあくなきチャレンジ」～成長のための企业文化・人材・利益体質づくり～』のもと、あらゆる課題を前向きに捉え、未来に向けてチャレンジし続ける企业文化を構築するとともに、既存事業の方向性を明確にし、安定的かつ着実な収益の拡大及び財務体質の強化を図ることで、地域のお客様から圧倒的な支持を得ることを目指しています。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,959億25百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益は64億96百万円（前年同期比9.4%減）、経常利益は82億64百万円（前年同期比4.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は52億41百万円（前年同期比27.8%減）となりました。

また、2018年10月にイオン株式会社と締結した資本業務提携契約の内容に沿い、5月にマックスバリュ西日本株式会社の株式買付けを行いました。

なお、同期間において「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産についての将来の回収可能性を検討した結果、店舗等に係る減損損失として9億97百万円計上しました。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

### 【小売事業】

当社は2019年度の経営方針を『「売る力」を高め、「仕事を楽しく」する！～お客様のために、考え方行動する。～』とし、「お客様視点と地域密着思考の定着」「新しい仕組みづくりと仕事改革」「人材育成と社員満足度向上」を方針として、常にお客様視点で行動できる企業文化の構築に向け、各種施策に取り組みました。

店舗では、6月にフジ北条店（愛媛県松山市）を、10月にピュアークック毘沙門台店（広島市安佐南区）をスクラップ・アンド・ビルトし、1月にフジ桜馬場店（山口県周南市）を新設しました。また広島県呉市でスーパーマーケットを展開していた株式会社三和ストアーから譲り受けた3店舗を、5月にピュアークックとしてオープンしました。既存店の活性化策として、3月にフジ・ZY高岡店（愛媛県松山市）をディスカウント業態からスーパーマーケット業態に変更し、フジ高岡店としてリニューアルしたほか、7店舗の改装を実施しました。さらに多様化する決済手段に対応し、お客様の利便性を高めるため、11月からフジ、スーパーABC、ピュアークック全店においてイオンの電子マネー「WAON」での店頭決済及び現金チャージのサービスを開始しました。

中核事業として位置付けるスーパーマーケット事業では、生鮮食品部門の差別化に注力しており、その一環として、プロセスセンターの整備・拡張を進めています。4月に四国地区向けの生鮮物流の効率化と品質向上を目的に、フジ四国生鮮センターを移転・拡張したほか、3月に精肉部門で2拠点目となるプロセスセンターを、7月に鮮魚部門のプロセスセンターを新設し、お客様のニーズに応じた高品質な商品をタイムリーかつ効率的にお届けできるようになりました。

また、「健康」ニーズに対応した「減塩」「低カロリー」「作らない化」のニーズに対応した「簡便」「即食」「時短」、美容効果が期待できる商品など、機能性を謳った付加価値商品の展開を拡大しています。

衣料・住関連事業では、お客様のライフスタイルに応じた機能性商品や生活をより便利にする商品の提案を行うために、品揃えや売場構成の適正化を図るとともにお求めやすい価格設定ということで、競争力の回復と収益性の改善に努めています。

ノンストアリティル事業では、移動スーパー「おまかせくん」のサービスエリアの拡大を図っており、4店舗で新たにサービスを開始し、合計13店舗を拠点に、22台66ルートで営業を行っており、移動スーパーの売上高は前年同期比45.5%増となりました。

DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業では、お客様にとって魅力ある店舗づくりを行うため、品揃えの強化・拡充及び接客サービスの強化に継続的に取り組んでいます。11月に行われた全国のTSUTAYA店舗の日本一を選ぶ「TSUTAYA STAFF CONFERENCE」では、これらの取り組みが評価され、TSUTAYA BOOKSTORE 重信が全国約1,400店のうち

の頂点に輝きました。なお、既存店においては4店舗の改装を行ったほか、経営効率を高めるため、15店舗を事業譲渡しました。

これらの結果、小売事業の営業収益は、10月の消費税率引き上げによる消費活動の冷え込みや、暖冬による季節品の売り上げ不振などもありましたが、3,068億71百万円（前年同期比0.2%増）となりました。営業利益は、競争力強化の一環として商品価格の値下げを行ったことや、消費税率引き上げに伴う対策としてポイント付与による販売促進を強化したことにより、荒利益率が低下し、53億44百万円（前年同期比9.6%減）となりました。

### 【小売周辺事業】

食品製造・加工販売業では、単身世帯や共働き世帯の増加などを背景に「作らない化」が進んでいることから、「手軽さ」「時短」をコンセプトとした商品の開発を行い、ブランドの確立を図っています。また、生産能力の拡大と効率化を目指し、11月に惣菜工場の増改築を行いました。同時に自社廃棄物を活用したバイオマス発電施設も建設し、稼働を開始しました。

青果卸売業では、今年秋の完成予定で本社流通センターのスクラップ・アンド・ビルドに着手しており、コールドチェーンの確立による鮮度の向上とプロセスセンター機能の併設によるトータルオペレーションの効率化等を図ることで、今後の競争力強化と収益性の改善を目指しています。

飲食業では、新メニューの開発力及び主力商品の品質、サービスレベルの向上を図り、お客様からの信頼と支持を得られる店舗づくりに努めています。3月にはミスター ドーナツいよてつ高島屋ショップ（愛媛県松山市）を出店、既存店においては5店舗の改装を実施しました。また、経営効率を高めるため、6店舗を閉店しました。

クレジットカード事業では、「Mastercard」ブランドを搭載した新エフカクレジットカードの会員・利用拡大及び電子マネーのシェア拡大に向けた取り組みを継続的に推進しています。

総合フィットネスクラブ事業では、3月にジムスタジオ型店舗フィッタライトスタイル古川（愛媛県松山市）を新設、4月にマシンジム専門店に業態変更したフィッタジムスタイルを2店舗オープンしました。既存店においては1店舗を改装したほか、多様化する会員様のニーズにお応えできるよう、新プログラムの導入や会員様優待サービスの導入を行いました。また6月に、当社が保有する株式会社フジ・スポーツ＆フィットネスの株式の10%をセントラルスポーツ株式会社に譲渡し、連携強化を図りました。

これらの結果、小売周辺事業の営業収益は、食品製造・加工販売業や飲食業が好調に推移したこともあり、358億57百万円（前年同期比1.7%増）となりました。営業利益は、人件費と投資に係る設備活動費が増加したことにより、9億61百万円（前年同期比0.6%減）となりました。

## 【その他】

総合ビルメンテナンス業では、「安全・安心・快適・便利」の提供と追求を目指し、総合管理体制の確立、お客様が安全・安心を体感できる保安業務の推進に取り組み、収益力の向上と事業領域の拡大を図っています。

一般旅行業では、価値の創造と収益の拡大を目指して、お客様に旅の魅力を提案する接客コンサルティング力の強化などに取り組んでいます。11月には台北一愛媛間のチャーター便を運航したほか、株式会社JTBとの連携によって、高付加価値商品、海外旅行販売が増加しましたが、国内個人旅行は苦戦が続きました。

これらの結果、その他事業の営業収益は92億21百万円（前年同期比1.1%増）、営業利益は3億90百万円（前年同期比16.6%減）となりました。

## (2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大は、世界的な生産活動の停止や移動制限を引き起こし、国内経済に大きなマイナス影響を与えることが予想されます。既に商業施設や飲食店などにおいては休業や時間短縮営業が拡がっているほか、企業収益の減少や設備投資の停滞が見込まれ、経済活動の正常化には時間がかかる見通しです。当社グループにおいても、大型ショッピングセンターへの来店客数減少による衣料品や住居関連品、テナントの売上高の低迷、飲食業における来店客数減少、総合フィットネスクラブ事業における一時休業や営業活動の縮小、一般旅行業においては予約のキャンセルが相次ぐなど、目下の業績に少なからず影響が出始めており、回復の目処は立っていません。あわせて、少子高齢化や人口減少によるマーケット縮小、業種・業態を越えた販売競争の激化、原材料価格の高騰や労働力不足に起因する商品・サービスの値上げ、社会保障に対する将来不安からくる生活防衛意識の高まりによる消費の冷え込みが懸念されるなど、今後はより一層厳しい経営環境が続くと予測しています。

一方、中核事業と位置づけるスーパー・マーケット事業においては、外出自粛に伴う内食需要の高まりなどにより、食品の売上は堅調に推移しています。今後も、お客様の暮らしを支えるスーパー・マーケットづくりに最大限努めてまいります。なお、3月に株式会社ニチエー（広島県福山市、11店舗）、4月に株式会社サニーT S U B A K I（愛媛県松山市、3店舗）が連結子会社として当社グループに加わり、スーパー・マーケット事業の業績に寄与する見込みです。

このような環境下において、企業として発展し永続していくため、当社は、2020年度の経営方針を『みんなでつくろう！楽しくて親しみのあるお店～お客様の声をきき、お客様の視点をもつ。～』とし、常にお客様・地域のことを理解し、お客様満足を高めていくための行動やチャレンジを積み重ねていきます。具体的方針として「お客様の笑顔

と地域の幸せをつくる！」、「仕組みを変えて儲かる仕事に！」、「ストレスフリーな職場でいきいきを生む！」を掲げ、販売競争力の向上と収益性の改善及び将来に向けた経営基盤の整備に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(注) 事業部門別の営業収益には、売上高及び営業収入を含め、事業部門間の取引も含めています。また、記載金額には消費税等を含めていません。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

#### ①設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は約109億円で、その主なものは次のとおりです。

- ・当連結会計年度中に完成した主要設備  
　　フジ桜馬場店他店舗の新設、改装等　　約61億円
- ・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
　　店舗の新設他　　約47億円

企業集団の収益力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害等による減失

特記すべき事項はありません。

#### ②資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第50期 (2016年度)	第51期 (2017年度)	第52期 (2018年度)	第53期 当連結会計年度 (2019年度)
売上高（百万円）	299,229	298,573	294,868	295,925
経常利益（百万円）	8,309	8,938	8,637	8,264
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,812	5,602	7,255	5,241
1株当たり当期純利益（円）	136.42	155.17	189.78	137.16
総資産（百万円）	158,589	160,362	159,973	171,757
純資産（百万円）	70,667	84,357	85,524	88,390

- (注) 1. 第51期、第52期及び第53期の1株当たり当期純利益の算定上、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第53期から適用しており、第52期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

##### ②当社の財産及び損益の状況

区分	第50期 (2016年度)	第51期 (2017年度)	第52期 (2018年度)	第53期 当事業年度 (2019年度)
売上高（百万円）	294,791	293,471	290,201	290,347
経常利益（百万円）	5,896	6,315	6,427	6,179
当期純利益（百万円）	3,179	3,736	5,567	3,834
1株当たり当期純利益（円）	90.11	103.49	145.64	100.35
総資産（百万円）	144,797	145,327	144,881	155,452
純資産（百万円）	63,940	75,034	74,991	77,558

- (注) 1. 第51期、第52期及び第53期の1株当たり当期純利益の算定上、「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第53期から適用しており、第52期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

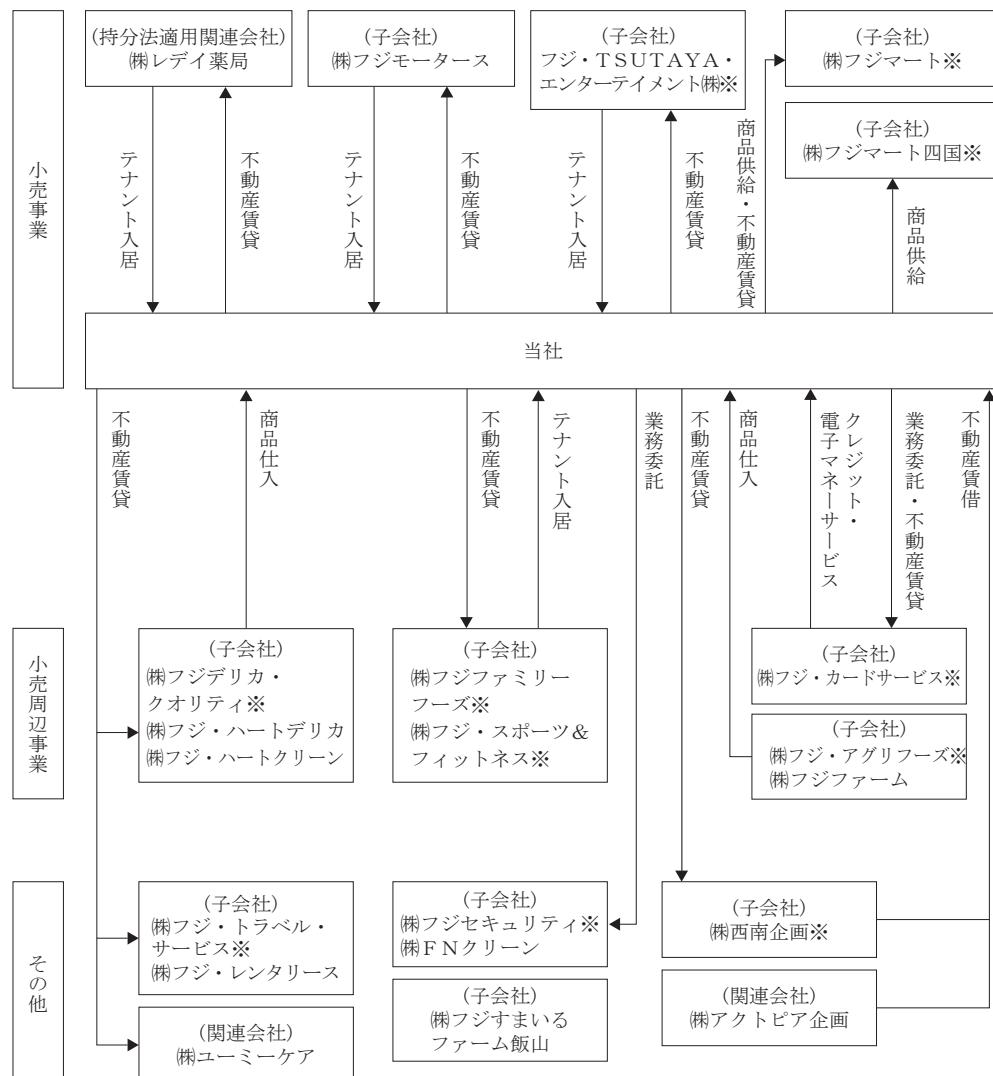
## (5) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）

当企業集団は、株式会社フジ（当社）及び子会社18社、関連会社3社で構成され、総合小売業を中心とした生活提案型の事業活動を展開しています。

当企業集団の事業の内容と事業部門との位置付けは、次のとおりです。

事業部門	事業の内容	会社名
小売事業	総合小売業 DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業 スーパー マーケット スーパー マーケット 自動車販売業 医薬品化粧品等小売業	当社 フジ・T S U T A Y A ・エンターテイメント株式会社 (連結子会社) 株式会社フジマート(連結子会社) 株式会社フジマート四国(連結子会社) 株式会社フジモータース 株式会社レディ薬局(持分法適用関連会社)
小売周辺事業	食品製造・加工販売業 食品加工業 容器・機械等の洗浄・清掃業 飲食業 クレジットカード事業 総合フィットネスクラブ事業 青果卸売業 農業	株式会社フジデリカ・クオリティ(連結子会社) 株式会社フジ・ハートデリカ 株式会社フジ・ハートクリーン 株式会社フジファミリーフーズ(連結子会社) 株式会社フジ・カードサービス(連結子会社) 株式会社フジ・スポーツ&フィットネス(連結子会社) 株式会社フジ・アグリフーズ(連結子会社) 株式会社フジファーム
その他	不動産賃貸業 不動産賃貸業 総合ビルメンテナンス業 清掃業 一般旅行業 自動車賃貸業 介護サービス業 障がい福祉サービス事業	株式会社西南企画(連結子会社) 株式会社アクトピア企画 株式会社フジセキュリティ(連結子会社) 株式会社F Nクリーン 株式会社フジ・トラベル・サービス(連結子会社) 株式会社フジ・レンタリース 株式会社ユーミーケア 株式会社フジすまいるファーム飯山

事業の系統図は、次のとおりです。



(注) ※ 連結子会社

## (6) 主要拠点等 (2020年2月29日現在)

## ①株式会社フジ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 50 高知県 8 香川県 4 徳島県 5 広島県 20 山口県 10

## ②株式会社フジファミリーフーズ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 47 高知県 16 香川県 4 徳島県 10 広島県 33 山口県 8

## ③株式会社フジデリカ・クオリティ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 48 高知県 8 香川県 4 徳島県 4 広島県 18 山口県 10

## ④フジ・T S U T A Y A ・エンターテイメント株式会社

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 9 徳島県 1 広島県 6 山口県 1

## ⑤株式会社フジ・スポーツ&amp;フィットネス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 9 高知県 1 広島県 7

## ⑥株式会社フジ・カードサービス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 2

営業所 広島県 1

## ⑦株式会社フジマート

本 社 広島県廿日市市

店 舗 広島県 13

## ⑧株式会社フジマート四国

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 4

## ⑨株式会社フジ・アグリフーズ

本 社 愛媛県松山市

営業所 愛媛県 1

加工場 愛媛県 2

物流センター 愛媛県 1

店 舗 愛媛県 1

## ⑩株式会社フジセキュリティ

本 社 愛媛県松山市

支 社 愛媛県 1 高知県 1 徳島県 1 広島県 1 山口県 1

営業所 愛媛県 6 高知県 1 香川県 1 広島県 2 山口県 1

⑪株式会社フジ・トラベル・サービス

本 社 愛媛県松山市

営業所 愛媛県 10 高知県 2 香川県 2 徳島県 1 広島県 9 山口県 2

(7) 企業集団の従業員の状況 (2020年2月29日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 3,175	名 +24	歳 39.7	年 15.4

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、再雇用人員数を含め、8時間を1名としています。

2. 上記従業員のほかに、時間給制社員(アルバイトを除く)を4,506名(再雇用人員数を含む8時間換算)雇用しています。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年2月29日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フジ・カードサービス	百万円 150	% 100	クレジットカード事業
株式会社フジファミリーフーズ	100	100	飲食業
株 式 会 社 西 南 企 画	50	100	不動産賃貸業
株 式 会 社 フ ジ マ ー ト	50	100	スーパー・マーケット
株 式 会 社 フ ジ マ ー ト 四 国	50	100	スーパー・マーケット
株式会社フジデリカ・クオリティ	44	100	食品製造・加工販売業
株式会社フジ・アグリフーズ	10	100	青果卸売業
株式会社フジ・トラベル・サービス	300	95.0	一般旅行業
株式会社フジ・スポーツ&フィットネス	30	90.0	総合フィットネスクラブ事業
株式会社フジセキュリティ	66	77.5	総合ビルメンテナンス業
フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社	10	66.6	DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業

(注) 1. 当社は2019年6月5日付で、保有する株式会社フジ・スポーツ&フィットネスの株式の10%をセントラルスポーツ株式会社に譲渡しました。これにより当該子会社への出資比率は90%となりました。

2. 当社は2020年3月に株式会社ニチエーの株式98%を取得しており、同社が子会社となりました。また、2020年4月に株式会社サニーＴＳＵＢＡＫＩの全株式を取得し、同社を完全子会社といたします。

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (10) 企業集団の主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	4,810
株式会社愛媛銀行	4,741
株式会社広島銀行	3,818
株式会社三井住友銀行	3,364
三井住友信託銀行株式会社	1,963
農林中央金庫	1,182
株式会社山口銀行	1,097
株式会社百十四銀行	1,023
株式会社四国銀行	1,015
株式会社日本政策金融公庫	839

## 2. 株式に関する事項（2020年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 38,291,560株  
 (3) 株主数 16,153名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
イオングループ会社	5,743	15.0
株式会社アステイ	4,340	11.3
フジ共栄会	2,542	6.6
フジ親栄会	1,510	3.9
株式会社伊予銀行	1,166	3.0
株式会社広島銀行	1,165	3.0
株式会社愛媛銀行	1,165	3.0
日本トラスト・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	905	2.3
株式会社もみじ銀行	657	1.7
株式会社三井住友銀行	647	1.6

- (注) 1. 持株数には、退職給付信託の株式数を含めています。  
 2. 持株比率は、自己株式23,630株を除いて算定しています。なお、自己株式には「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本トラスト・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式88,250株は含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	尾 崎 英 雄	CEO
代表取締役社長	山 口 普	COO兼営業担当
専務取締役	松 川 健 嗣	専務執行役員 企画・開発・システム本部長兼総合企画部長 フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社 代表取締役社長
常務取締役	森 田 英 樹	常務執行役員 営業副担当兼店舗運営事業本部長
常務取締役	仙 波 保 幸	常務執行役員 商品事業本部長兼ノンストアリテイル事業部長
取 締 役	大 西 文 和	上席執行役員 営業企画推進本部長
取 締 役	豊 田 洋 介	執行役員 管理本部長兼人事総務部長兼財務部長
取 締 役 相 談 役	高 橋 正 人	株式会社フジデリカ・クオリティ 代表取締役社長
取 締 役	北 福 縫 子 (横 山 ぬ い)	株式会社エス・ピー・シー 常務取締役
取 締 役	藤 田 敏 子	株式会社クック・チャム 代表取締役社長 株式会社九神ファームめむろ 代表取締役 株式会社大平屋元塚本店 代表取締役 株式会社クック・チャムmy mama 代表取締役会長
取 締 役	岡 内 祐一郎	イオン株式会社 アドバイザー
常勤監査役	金 野 修	
常勤監査役	角 倉 文 明	税理士
監 査 役	酒 井 一 若	税理士
監 査 役	寄 井 真二郎	弁護士法人しまなみ法律事務所 所長弁護士

- (注) 1. 取締役の北福縫子（横山ぬい）、藤田敏子及び岡内祐一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役の角倉文明、酒井一若及び寄井真二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役の北福縫子（横山ぬい）、藤田敏子及び岡内祐一郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 当社は、監査役の角倉文明、酒井一若及び寄井真二郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 監査役の角倉文明及び酒井一若は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役の寄井真二郎は、弁護士として企業法務に長年にわたり携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外取締役である北福縫子（横山ぬい）及び藤田敏子の兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。
8. 社外監査役である寄井真二郎の兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	名 13	百万円 206	(うち社外 2名 5百万円)
監査役	4	29	(うち社外 3名 14百万円)
計	17	235	

- (注) 1. 取締役及び監査役の支給額には、事業年度中に役員株式給付引当金として費用処理した46百万円を含めています。  
 2. 取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役2名の使用人給与を含めていません。  
 3. 上記の支給金額の他、2017年4月27日開催の第50回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として退任取締役3名に対して62百万円支給しています。なお、この金額は、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の増加額に含まれています。  
 4. 上記の支給金額の他、株式報酬制度に基づき、退任取締役2名に対して自社株式1,750株を交付しています。なお、この当該交付分に相当する金額4百万円には、過年度の事業報告において開示した役員株式給付引当金の増加額4百万円が含まれています。  
 5. 1982年5月27日定時株主総会決議内容 取締役の報酬限度額 月額20百万円以内  
 2003年5月22日定時株主総会決議内容 監査役の報酬限度額 月額3百万円以内

## (3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北福縫子 (横山ぬい)	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
取締役	藤田敏子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
取締役	岡内祐一郎	社外取締役就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	角倉文明	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	酒井一若	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	寄井真二郎	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

① 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としています。

② 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。

### 4. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
		有限責任監査法人トーマツ
①	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	百万円 39
②	上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	37
③	上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しています。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、危機対応広報に関する助言についての報酬を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

#### 内部統制システム体制の整備についての基本方針

##### (1) 当社は、経営理念を次のように定め、経営理念を機軸として行動指針、経営方針等を策定しています。

- ①私たちは、豊かなくらしづくりを目指します。
- ②私たちは、地域社会の発展に貢献することを目指します。
- ③私たちは、人々を大切にする企業を目指します。

##### (2) 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針

###### ①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

社内規定に基づき、取締役会議事録、各種会議・委員会等の議事について議事録を作成し、主管部署において保管し、必要に応じて閲覧権限者に対しては閲覧に供することとしています。

議事録等の書類の持ち出し等についても、社内規定に基づき管理しています。

###### ②当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署における危機管理マニュアルを策定するなど、想定しうるリスクに対して、関係部署が委員会を構成し対応を図ることとしています。

###### ③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。

取締役会を月1回開催し、取締役及び監査役が出席し、重要事項の決議を行うとともに取締役会の決議事項の執行状況のみならず業務執行全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

取締役会とは別に、執行役員会を月2回開催し、経営戦略及び経営方針の遂行に係わ

る懸案事項や取締役会から委任された事項の決議又は審議、取締役会への提案事項の検討・審議を行い、取締役会あるいは社長の業務執行を補佐し、迅速・効率的な業務の運営を図ることとしています。

④当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社における行動基準を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・研修活動を実施するとともに、ヘルplineを設置し、取締役あるいは従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

⑤次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

小売事業及び小売周辺事業を主な業務内容とする各社でグループを構成し、消費者の生活全般の快適さの向上をモットーに経営に当たることとしています。

(イ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは月1回関係会社社長会を開催し、経営情報の報告と重要案件についての意見交換を行うこととしています。

(ロ) 当社グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社は、リスク管理について定めるリスク管理規程を策定するとともに、月1回関係会社管理担当者会議において、当社グループ全体のリスク管理や当社グループ各社において想定しうるリスクに対する対応策に関する情報交換を行い、当社リスク管理委員会への報告体制をとることとしています。また、2カ月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の各監査役が出席し、当社グループ各社において想定しうるリスクに対しての管理状況について、監査実施報告を受ける体制をとることとしています。

(ハ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、関係会社管理規程を策定し、当社におけるグループ各社の管理基準及び当社グループ各社が遵守すべき事項を明確化するとともに、当社グループ各社の取締役・監査役には、当社取締役あるいは使用人を派遣し、業務の適合性・適正性を確保することに努めることとしています。また、当社グループ各社においては、月1回取締役会を開催し、取締役及び監査役が出席し、取締役会の決議に基づく重要な業務執行状況のみならず業務全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

(ニ) 当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、月1回関係会社管理担当者会議を開催し、当社グループ各社にお

けるコンプライアンスに関する啓蒙・研修活動の実施を図り、当社コンプライアンス委員会への報告体制をとることとしています。また、ヘルplineを設置し、当社グループ各社の取締役あるいは使用人の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

**⑥監査役が補助すべき使用者を置くことを求めた場合の使用人に関する事項・使用者の取締役からの独立性及び使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

専任の従業員は設置しておりませんが、必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、人事評価あるいは経費負担等については、取締役から独立した制度として運用することとしています。

**⑦監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制**

(イ) 当社取締役・使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

取締役及び従業員は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに主管部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。

(ロ) 当社グループ各社の取締役・監査役及び使用者又は報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社グループ各社の取締役・監査役及び使用者又は報告を受けた者は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに当社グループ各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。また、2ヵ月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の監査役が出席し、各社の状況報告をする体制をとることとしています。

**⑧監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、ヘルplineを設置する等、当社及び当社グループ各社の監査役へ報告を行った取締役及び使用者に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

**⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役の職務の執行に必要でない場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

**⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、各種会議・委員会に出席するとともに報告を受ける権限を有し、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、監査に立ち会う等により、監査の実効性確保を図ることとしています。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等についての運用状況の概要

### 内部統制システム体制についての基本方針

- (1) 当社は、策定した経営理念（前記5. (1) ①～③）、行動指針、経営方針等に基づき、全ての企業活動を実践しています。
- (2) 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針
  - ①取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会規則、執行役員会規則等の社内規定に基づき、取締役会議事録、執行役員会議事録等を作成し、取締役会議事録を人事総務部、執行役員会議事録を総合企画部において保管し、必要に応じて監査役等に対して閲覧に供しています。

- ②損失の危機の管理に関する規程その他の体制

策定したリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置、開催し、リスクを想定した委員会活動を実施しています。

- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。また、取締役会を月1回、執行役員会を月2回開催しています。

- ④使用者の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、定期的にコンプライアンス便りを発信する等、コンプライアンスに関する啓蒙活動を実施するとともに、ヘルplineにより、取締役及び従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

- ⑤次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、関係会社社長会を月1回、監査役連絡会を2ヵ月に1回、関係会社管理担当者会議を月1回開催するとともに、当社グループ各社において、取締役会を月1回開催しています。

- ⑥監査役が補助すべき使用者を置くことを求めた場合の使用者に関する事項・使用者の取締役からの独立性及び使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、使用者の取締役からの独立性及び使用者に対する指示の実効性を確保しています。

- ⑦監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社及び当社グループ各社では、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合、取締役・監査役及び使用者又は報告を受けた者は、速やかに当社及び当社グループ

各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備しています。また、監査役連絡会を2ヵ月に1回開催しています。

⑧監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社及び当社グループ各社の監査役に対し、ヘルプライン等により報告を行った取締役及び使用人について、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役の職務の執行に必要でない場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各種会議・委員会に出席し、報告を受けるとともに、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、会計監査に立ち会うこと等により、監査の実効性の確保を図っています。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,729	流动負債	42,899
現金及び預金	10,585	支払手形及び買掛金	17,935
受取手形及び売掛金	3,240	短期借入金	900
営業貸付金	548	1年内返済予定の長期借入金	7,048
商品	10,271	未 払 金	8,380
その他	3,191	未 払 法 人 税 等	1,300
貸倒引当金	△108	賞与引当金	847
		商品券回収損引当金	119
固定資産	144,027	そ の 他	6,368
有形固定資産	100,837		
建物及び構築物	55,712	固 定 負 債	40,467
機械装置及び運搬工具	823	長 期 借 入 金	19,238
器具及び備品	3,628	リ 一 ス 債 務	2,337
土地	38,076	繰 延 税 金 負 債	33
リース資産	1,895	役員退職慰労引当金	91
建設仮勘定	700	役員株式給付引当金	134
無形固定資産	6,940	退職給付に係る負債	1,866
借地権	4,789	利息返還損失引当金	639
その他の資産	2,151	投資等損失引当金	85
投資その他の資産	36,249	長期預り保証金	9,048
投資有価証券	17,774	資産除去債務	4,312
長期貸付金	193	そ の 他	2,678
繰延税金資産	1,959	負 債 合 計	83,367
差入保証金	9,684		
建設協力金	4,230	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	405	株 主 資 本	87,965
その他の資産	2,002	資 本 金	19,407
貸倒引当金	△0	資 本 剰 余 金	19,703
		利 益 剰 余 金	49,102
		自 己 株 式	△247
		その他の包括利益累計額	129
		その他有価証券評価差額金	919
		退職給付に係る調整累計額	△789
		非支配株主持分	295
		純資産合計	88,390
資 产 合 计	171,757	負 債 純 資 产 合 计	171,757

# 連結損益計算書

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	295,925
売 上 原 価	226,250
売 上 総 利 益	69,674
営 業 収 入	
不 動 産 貸 収 入	5,653
そ の 他 の 営 業 収 入	11,884
営 業 総 利 益	17,538
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
営 業 利 益	87,212
営 業 外 収 益	80,716
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,496
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	
そ の 他	2,100
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	201
商 品 券 回 収 損 引 当 金 繰 入 額	59
そ の 他	332
経 常 利 益	8,264
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	468
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
特 別 損 失	468
固 定 資 産 除 売 却 損	195
減 損 損	997
店 舗 解 約 損	7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,200
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,532
法 人 税 等 調 整 額	2,162
当 期 純 利 益	113
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,275
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,257
	16
	5,241

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から)  
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,407	19,747	44,626	△151	83,629
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△765		△765
親会社株主に帰属する当期純利益			5,241		5,241
自 己 株 式 の 取 得				△100	△100
自 己 株 式 の 処 分				4	4
連結子会社株式の売却による持分の増減		△44			△44
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△44	4,475	△95	4,335
当 期 末 残 高	19,407	19,703	49,102	△247	87,965

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,327	342	1,669	225	85,524
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△765
親会社株主に帰属する当期純利益					5,241
自 己 株 式 の 取 得					△100
自 己 株 式 の 処 分					4
連結子会社株式の売却による持分の増減					△44
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	△408	△1,131	△1,539	69	△1,470
当 期 変 動 額 合 計	△408	△1,131	△1,539	69	2,865
当 期 末 残 高	919	△789	129	295	88,390

# 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流动資産	23,396	流动負債	39,526
現金及び預金	7,581	支払手形及び買掛金	17,700
売上商掛	2,888	短期借入金	3,250
その他の品金	8,747	1年内返済予定の長期借入金	6,678
貸倒引当金	4,188	未払金	7,479
	△9	未払法人税等	1,160
		賞与引当金	561
固定資産	132,056	商品券回収損引当金	119
有形固定資産	86,890	その他の	2,576
建物及び構築物	48,860	固定負債	38,367
機械装置及び運搬工具	181	長期借入金	18,546
器具及び備品	2,503	一時ス債務	1,619
土地	33,491	退職給付引当金	1,444
リース資産	1,277	役員株式給付引当金	134
建設設備	576	利息返還損失引当金	639
無形固定資産	6,483	関係会社投資等損失引当金	543
借地の権利	4,600	長期預り保証金	8,878
その他	1,882	資産除去債務	3,883
投資その他の資産	38,682	その他の	2,678
投資有価証券	11,223	負債合計	77,894
関係会社株式	4,211		
長期貸付	3,908	(純資産の部)	
差入保証金	9,678	株主資本	76,645
建設協力費	5,208	資本剰余金	19,407
前払年金	1,202	資本準備金	19,743
繰延税金	1,278	利益剰余金	19,743
その他の	1,972	利益準備金	37,741
貸倒引当金	△0	その他の利益剰余金	633
		特別償却積立金	37,108
		固定資産圧縮積立金	0
		別途積立金	236
		繰越利益剰余金	31,900
		自己株式	4,971
		評価・換算差額等	△247
		その他有価証券評価差額金	913
		純資産合計	913
資産合計	155,452	負債純資産合計	77,558
			155,452

# 損益計算書

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
売 上 高 価	290,347
売 上 原 価	236,776
売 上 総 利 益	53,570
當 業 収 入	
不 動 産 貸 貸 収 入	7,086
そ の 他 の 営 業 収 入	5,938
當 業 総 利 益	13,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	66,595
當 業 利 益	61,508
當 業 外 収 益	5,087
受 取 利 息 及 び 配 当 金	589
そ の 他	790
當 業 外 費 用	1,379
支 払 利 息	193
商 品 券 回 収 損 引 当 金 繰 入 額	59
そ の 他	35
經 常 利 益	288
特 別 利 益	6,179
固 定 資 産 売 却 益	536
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9
特 別 損 失	545
固 定 資 産 除 売 却 損	112
減 損 損	925
税 引 前 当 期 純 利 益	1,037
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,687
法 人 税 等 調 整 額	70
当 期 純 利 益	1,852
	3,834

# 株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から)  
2020年2月29日まで

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書										評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本 剰余金	主 資 本						利 益 剰 余 金				
			資本 準備金	利 益 準備金	特 別 償 却 積立金	固 定 資 産 壓 縮 積立金	定 産	別 途 積立金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	自己 株 式	株 資 合	主 本 計
当期首残高	19,407	19,743	633	0	253	27,500	6,284	34,672	△151	73,671	1,319	74,991	
当期変動額													
剩余金の配当								△765	△765		△765		△765
当期純利益								3,834	3,834		3,834		3,834
特別償却積立金の取崩				△0				0	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩					△16			16	-		-		-
別途積立金の積立						4,400	△4,400	-			-		-
自己株式の取得									△100	△100		△100	
自己株式の処分										4	4		4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											△406	△406	
当期変動額合計	-	-	-	△0	△16	4,400	△1,313	3,069	△95	2,973	△406	2,567	
当期末残高	19,407	19,743	633	0	236	31,900	4,971	37,741	△247	76,645	913	77,558	

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

株式会社 フジ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 嶋 敦 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

株式会社 フジ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	松 嶋 敦	印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	吉 田 秀 敏	印
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジの2019年3月1日から2020年2月29日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月11日

株式会社フジ 監査役会  
常勤監査役 金野修印  
常勤社外監査役 金角文印  
社外監査役 酒井一郎印  
社外監査役 寄真二郎印  
以上

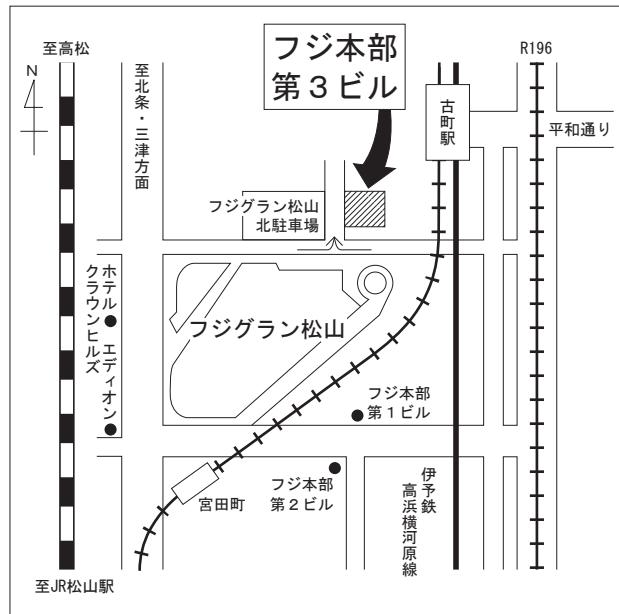
〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号 フジ本部第3ビル 5階会議室  
TEL (089) 923-1264 (人事総務部) 受付は、5階でいたしております。

交通案内 ●JR松山駅から徒歩約10分  
●伊予鉄道古町駅から徒歩約5分



●お願い お車でご来場の方は、フジ本部第3ビル駐車場をご利用ください。

開催場所は、上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申しあげます。

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっております。株主の皆さまにおかれましては、可能な限り郵送での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、例年実施しております総会後の会社説明会及びお土産は取り止めさせていただきます。

今年度につきましては、株主様に向けての会社説明会をあらためて開催させていただきます。株主様とより一層コミュニケーションを取りながら、企業経営に邁進する所存でございますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



環境にやさしい  
植物油インキを  
使用しています。

